

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蝶田昭史

第22回

「節税積立預金」を活用しましょう
今日は、節税として活用できる経営セーフティ共済について解説します。

標題の「節税積立預金」とは、経営セーフティ共済という共済制度のことです。経営セーフティ共済は、節税もできて積立てます。

もなる制度であるといひから、私が勝手に命名しました。

う時に資金手当をする制度なのです。この共済は、毎月一定の金額の掛金を支払い、取扱いの創設趣旨は、連鎖倒産防止が目的です。取引先が倒産してしまった

う時に資金手当をする制度なのです。それは、期首月に加入し月払い年払いに契約を変更するのであります。すると、11カ月と年40カ月以上になると、解約時の掛金が100%戻ってきます。つまり、経費に算入しつつ、外部にこの460万円が経費に

算入できる方法があります。それは、期首月に加入し月払い年払いに契約を変更するのであります。そして期末月に年払いの12カ月、つまり最大で23カ月分の460万円を支払うことになり、年払いの計算上は、経営セーフティ共済は年払いがお勧め

掛け金総額が掛け金月額の40倍以上に達している場合は掛け金の振込を止めることがあります。また、一時貸付金という制度もあります。掛け金総額に応じた金額が減少しません。従つて、決算書の格付けが下がる要因にはなりません。

では、税金の計算上は掛け金額を経費処理せず課税所得計算で減算する処理は法的に認められますが、この結果は、

460万円といましたか？しかし、経営セーフティ共済を始めた初年度0万円です。たったの240万円まで範囲(5千円単位)で自由に選択できます。年額にすると240万円までの範囲(5千円

積み立てをしてくるのと同じ効果です。

表という課税所得額の計算で「減算」します。これにより経営セーフティ共済掛金を経費処理した場合と同じ課税所得額になります。

金融機関が格付けをする決算書において、資産計上により利益額を減少させることなく、税金計算をするうえで、課税所得額の計算は減算処理ができるようになりました。

掛け金総額が掛け金月額の40倍以上に達している場合は掛け金の振込を止めることがあります。また、一時貸付金という制度もあります。掛け金総額に応じた金額が減少しません。従つて、決算書の格付けが下がる要因にはなりません。

では、税金の計算上は掛け金額を経費処理せず課税所得計算で減算する処理は法的に認められますが、この結果は、



【事務所紹介】

蝶田昭史税理士事務所

所長、顧問先数500社

超で税務調査省略率100%！ 従業員数26名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F（コロナ後を見据えて経営改善計画の作成も支援していきます）

03-33490-3277

ぜひホームページをご覧ください！ <https://www.hiruta-kalkei.com/>